

奈良県母子保健運営協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年一月十七日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第三十四号

奈良県母子保健運営協議会規則の一部を改正する規則

奈良県母子保健運営協議会規則（平成二十四年十二月奈良県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第八条を第九条とし、第七条を第八条とする。

第六条中「会長」の下に「又は部会長」を加え、同条を第七条とし、第五条の次に次の一条を加える。

（部会）

第六条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、前項の委員のほか、必要に応じて学識経験を有する者を部会の委員に加えることができる。

4 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。

5 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

7 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。

8 前条の規定は、部会の会議について準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。